

カクシテ相関連続ノ楽地ヲ発見セリ  
——上杉慎吉憲法学の再構築(2・完)

Reconstruction of Constitutional Law on Uesugi Shinkichi (2)

森元拓  
Taku MORIMOTO

# カクシテ相関連続ノ楽地ヲ発見セリ ——上杉慎吉憲法学の再構築(2・完)

## Reconstruction of Constitutional Law on Uesugi Shinkichi (2)

森 元 拓  
Taku MORIMOTO

### 3. 非法論の展開 —相関連続論と社会学

#### (1) 非法論の展開の構図

まずは本章の全体像を概観しておきたい。前章で見たとおり、留学前の上杉には、非法論において、国体の歴史を価値中立的に論じる「国体史論」があった。それは、上杉が留学中に日本の国体の「万国無比」を体得することによって、日本の天皇統治体制を、君主国体の純粋な形態であり、ある種の到達点であるとする上杉独特の歴史哲学へと進化した。留学中の「回心」というのは、まさにこの非法論における歴史哲学の形成がその正体であって、実定憲法学の領域では「回心」すなわち改説は生じていなかった。また、この日本国体の卓越性・唯一性を認識することによって、上杉は国家主義者となった。従って、少なくとも従来言われていたような留学を境にした上杉の「回心」・改説というものは存在せず、留学の前後で統一的に彼の学説の変化というものを把握することができるようになった。

しかし、問題はこれだけではない。先に引用した長尾の指摘によると、上杉の「改説」あるいは「思想の内部矛盾」とされるものは、他にも存在する。具体的には、(a) 非常に哲学的色彩が強い相関連続論と上杉のラーバント流の実証主義的憲法学説が同居していること、(b) 普通選挙について、留学後、1910年代初頭には普選論を否定していたのにもかかわらず、後には熱狂的な普遍推進論者になったこと、(c) 上杉は1920年代に入ると、社会学に強い関心をいだき、法学部で開講されている「社会学」担当に立候補するほどであったが、実証主義的憲法学と社会学がいかに矛盾なく同居することができるのか、などといった問題が指摘されている。本章では、三つの問題を矛盾なく体系的に理解することは可能か、仮に可能であれば、具体的にどのような形で理解可能か、ということ考察する。

結論を先に述べると、これらは、いずれも矛盾なく体系的に理解することは可能である。まず大前提として、相関連続論や普選論、社会学をめぐる議論は、非法論の論考である。法論とは区別されるべきである。従って、相関連続論や社会学が実証主義的憲法学と上杉の中で同居しているからといって、そのことのみをもって「矛盾している」とは言えない。さらに、相関連続論や普選論、社会学は、それまでの非法論の拡張・発展、あるいは再編として理解されるべきである。論点に即して述べると、次のようになる。第一に、相関連続論は、上杉の歴史哲学が発展・展開して成立した。この意味で、上杉の歴史哲学の延長上にあるもので、両者の間に矛盾はない。第二に、普選論と相関連続論は目的-手段の関係にあり、いわば両者は表裏一体の関係にある。確かにかつての普通選挙を否定した議論とは相容れないが、この点は、学説の発展によって修正されたと見るべきであろう。第三に、上杉の社会学への興味関心の高まりは、それまでの相関連続論の延長線上にあると見るべきである。この意味で、社会学の導入は、上杉の学問体系をより精緻化するものであり、矛盾ではない。

#### (2) 相関連続論

相関連続論が初めて発表されたのは、相次いで出版された『暴風来』(1919年11月発行)と『国体精華乃発揚』(同年12月発行)である。後者の序文には「本書の腹稿を作れるは大正五年の秋なり」<sup>64</sup>

とあるので、少なくとも1916年の秋には相関連続論の構想はあったと考えてよいだろう。(留学後、1910年代初頭の著作の中にも相関連続論の原型らしきものを見る事ができる。この点については後述する。)

そもそも「相関」「連続」とは何か。「相関」とは同時代における横のつながりである。上杉は、次のように説明する。

「私の生存と活動とは悉く其の原因を我と調和し組織する一切の他人に存し、私の生存と活動とは其の結果を一切の他人に及ぼさざるはなし、人と人との一体は、譬へば人体の如し、一個の細胞は悉く他の細胞を原因として存在し、一細胞も凡て他の無数の細胞に影響す、私の最も微細なる一動も、他人に由らざるはなく、他人に及ぼさざるはなし、之を人の相関と名くべし、人は人と連絡結合す、私のみ離れて生存活動するに非ず、人は人の相関の間に於て我が本性を充実し発展す。」<sup>65</sup>

個々人は独立した存在ではない。自己の行動は他者に影響を与える。また、逆に、他者からも影響を受ける。我々は社会的動物である。相互に影響しあい、依存しあって生きている。「人は人と相関する、1人のみ孤立して離れて人の存在あることを得ぬ、人は人と相寄り相待つて存在する、我存在と活動とは他人の生存と活動とを必要条件として之れあることを得るのである、人は相互に原因であり結果であり、かくて共に存在する、」<sup>66</sup>上杉は、このような相互依存関係のことを「相関」という。

一方、相関関係は静態的な社会関係ではありえない。「人は人と調和し組織して、共に生存し活動するのみならず、時を異にする人を連ねて調和し組織する。」<sup>67</sup>「私の生存と活動とは、悉く我よりも前に存在せる多数の人の生存と活動の結果なり」<sup>67</sup>。もちろん現在の我々の活動が過去の人々の活動の結果であると同様、将来の人々の活動は、現在の我々の活動に影響される。この意味で、相関関係は時系列的につながる構造をも有する。これが「連続」である。すなわち、「連続」とは、「相関」の時間的關係を表現したものである。

「人は広がりて相関し一体を成すのみならず、時間的に引き続ぎて離れざる一体を成して居る、之れ同じく人の相関である、すでに相関は時間的關係を同時に考えなければ到底考へられぬのであり、二の關係は互いに相包含し、別々に存在するものではないのであるけれども、説明上、人の時間を通じて連繋して居る關係を、特に人の連続と名づけて考えやうと思ふ。」<sup>68</sup>

各個人は、このような「離れざる一体」の中でこそ生存し、充実・発展する。この個人の本性の充実・発展は個人に留まらない。相関連続しているからこそ、各個人の充実・発展は、全体の充実・発展でもある。そして、上杉によると、相関連続を充実・発展させるのは道徳である。「人の相関と連続との間に於て、各人皆我が本性を充実し発展するは道徳なり」<sup>69</sup>。道徳によって各個人は充実・発展し、個人の充実・発展は、「離れざる一体」、すなわち「全体」をますます発展させる。このような個人と全体は、いわば止揚の關係にある。そして、我と全体とを合一視できる段階に到達するのが「道徳の極致」である。

「人の相関と連続との益々発展するは、即ち文化の発展なり、人は文化の発展の内に其本性を遂げ道徳を実行す、文化の発展は即ち人の発展なり、……我を充実し発展するは、斯の相関と連続とを発展するなり、我は全体なり、全体は我なり、これを道徳の極致と為す。」<sup>70</sup>

では、この「離れざる一体」であり「全体」は何か。換言すれば、相関連続を実現する場はどこになるのか。それは国家である<sup>71</sup>。上杉は、次のように述べる。

「国家は人の相関と連続とを完からしむべき完全なる組織なり、国家に於て文化は最高の発展を為し、万人各我の本性は最高の充実発展を実現す、国家は最高の道徳なり、人の相関と連続とは国家に於て統一せられ、一切の關係に於ける人の相関と連続との間に於て、我を充実し発展するは、悉く国家に包括せらる、国家は我の最高の発展なり。」<sup>72</sup>

相関連続を充実・発展させるのは道徳であった。この道徳は、国家において成立する。上杉の「国家は最高の道徳」というのは、このようなプロセスで成立する。

### (3) 歴史哲学と相関連続論

相関連続論は歴史哲学の拡張である。「連続」は、これまでの歴史哲学の延長であることは説明するまでもないだろう。上杉の歴史哲学は、日本の君主国体の卓越性・唯一性に鑑みて、君主国体の一つの理念型・到達点と見る歴史観である。前章で述べたとおり、この歴史哲学は留学の後に成立した。そして、上杉は、この歴史哲学を「連続」という形で明確に概念化し<sup>73</sup>、さらに同時代的な横のつながりとして「相関」という概念を提示し、両者を併せて相関連続論とした。

では、「相関」の起源はどのように考えるべきであろうか。残念ながら、現時点でこの点について明確な解答は示すことはできないが<sup>74</sup>、長尾は、「思想史的には国学の「法実証主義」にその遠祖があるのではあるまいか」と述べる<sup>75</sup>。この点について、「法実証主義」はともかく、「国学」にその淵源をもとめるのは正鵠を射ているように思う。上杉は、留学後ほどなく「皇道概説」という論文を書いている<sup>76</sup>。この論文の中で、現代社会の不安について、上杉は次のように述べる。「凡ソ人ハ自己ヲ認識スルト共ニ、自己ノ生命及ヒ諸般ノ能力ノ極メテ有限薄弱ナル事ヲ知覚スルノテアル、人ノ為サント欲スル事ハ、トコ迄モ無限テアル、別ケテ云エハ、人ノ知情意ノ欲求ハ無限テアル、人ノ理想ハ無限テアル、之ニ対シテ自己ノ能力ノ有限ナルヲ知覚スル時ハ、茲ニ生ノ不安圧迫ヲ感スル」<sup>77</sup>。個々人の能力は限界がある。一方で、人々の欲求は無敵である。そこに「生ノ不安圧迫」を感じるようになる。住友は、このような不安の中に、上杉が、日露戦争後の大衆社会の到来——ホップズ的な「自然状態」を体現したような社会への回帰——を読み込んだものと理解する<sup>78</sup>。それはともあれ、このような現代社会における不安を除去するためには、上杉によると、厭世主義も楽天主義も儒教的実証主義もキリスト教も役に立たない。役に立つのは、皇道のみである。すなわち、上杉は次のように言う。

「普段ノ圧迫ヲ感スルケレトモ、天皇ト精神的交渉ヲ結ヒ、此ノ偉大ナル無限絶対ノ精神ト合一円融シ、天皇ノ御意思ニ唯タート筋ニ絶対的ニ憑依スレハ、ココニ有限ヲ以テ無限ニ合一スルコトヲ得、窮ナキ理想ニ到ルノ途開カレ、圧迫不安ヨリ解脱シ、自由ニ完全ニ生存シ発達シ、拡張シ豊富ニシテ永遠ナラシムルコトヲ得ルト云フノ信仰ハ、日本人ノ日本人アルノ初ヨリ、普ク一人モ残ラス、永久ニ動キナク、有スル所ノ信仰テアル、」<sup>79</sup>

つまり、このような現代的不安に対して唯一対応できるのは、天皇と精神的に結合し、無限絶対精神のもとに合一円融することによって、我々が抱く圧迫不安より解脱できる、しかも、これは日本人であれば、誰もが初めから持っている信仰であるとする。このように天皇の下に一体化することによって、各個人が、「自由ニ完全ニ生存シ発達シ、拡張シ豊富ニシテ永遠ナラシムルコトヲ得ル」というのは、「相関」と同一の精神構造を有すると言ってよいだろう。さらに、本論文の最後で、上杉は、本居宣長の

なおびのみたま

『直毘靈』を引用しつつ、宣長の「夕、上ノオモムケニ從ヒ居ルコソミチニハカナヘレ」「夕、天皇ノ大御心ヲ心トシ」という言葉を挙げた上で、「合一円融ノ境ニ達シ、各自ノ分担ニ從ヒテ、……生ヲ發展シ充實シ永遠ナラシムル安心ノ理想ニ到ルヘシト為スハ、本居氏カ皇道ノ本義ヲ悟了セル、真ニ卓見ト云フヘキテアル」<sup>80</sup>とするのも、各人の「分担」に従うことで、合一円融の域に達し、生を發展・充實でき、安心の境地に達することができるとするのも、上記の箇所と同様、「相関」との強い相似性を見ることができよう。

以上のように、相関連続論は、上杉の歴史哲学と国学の思想とにその淵源をたどることができる。上杉の法実証主義と相関連続論が同居している現象を見て、戸惑いを隠せなかった長尾であるが、これは矛盾でもなんでもない。そもそも、法論の法実証主義憲法学と、非法論の相関連続論は、上杉の学問体系の中では別系統のものとして区別されるべきであり、同居していないのだから。さらに、上杉の歴史哲学と相関連続論とは、両方とも非法論の論考であり、相関連続論は、歴史哲学を發展・展開させたものである。従って、両者を統一的体系的に把握すべきであり、両者は矛盾していない。

#### (4) 相関連続論と普通選挙

国家主義者・上杉慎吉が普通選挙の導入とその精神の普及を熱心に推進していたと聞くと奇妙に思うかもしれない。しかも、過労で入院するほどに。

「……予は普通選挙の精神を同胞国民一人残らず胸の底まで徹底せしむるは、予の責任であるとして、微力のあらん限りを之に傾注した。日曜、土曜その他暇さへあれば、各地に講演を試みた。昨年の夏は北は北海道から、南は四国まで飛びまはつて、遂に暑気にあてられ、病を得て入院するに至つた。今年の夏は九州一円をまはり、東北その他の地方にも出かけた、講演の回数は、八十回以上になるであらう。あゝ普選よ、普選よ、何んぞ汝の予を苦しむるや。」<sup>81</sup>

まるで恋文のようなこの文章が書かれたのは、1926年のことである。余談であるが、上杉は1929年に病没している。普選精神の普及のための強行軍が、頑健とはいえなかった彼の寿命を縮めたのかもしれない。ともあれ、上杉によると、「私は大正5年の秋頃から、頻りに門下の青年等に向て、普通選挙制の必ずや実行せらるべからざることを説いた」<sup>82</sup>既に述べたとおり、上杉は、かつては普選否定論者であった。たとえば、留学から帰国直後の1909年には、「普通選挙法ノ採用ハ、目下ノ大勢」としつつも、「私一己トシテハ保守的ナ思想ヲ以テ今日ノ選挙権スラモ一層制限シタイト思テ居ル」と述べている<sup>83</sup>。それがなぜ、普通選挙にこれほどまで入れ込むようになったのだろうか。(このような変化は、長尾によって、「気分に従って唐突に説を変える」「豹変するという点にかんしては非常な君子」の例として挙げられている<sup>84</sup>。)

それは、相関連続論と強い関係がある。普通選挙は、理想的な相関連続を現実の社会に実現するために必要な手段であった。逆にいえば、当時の日本社会は、理想的な相関連続を実際に実現できている状況ではない、その原因の一つが制限選挙である、と上杉は考えていた。この意味で、相関連続論と普通選挙の推進は目的-手段の関係である。

上杉は、社会学「ノート」に、「政治ノ墮落(政党ノ墮落)ハ予ヲシテ人ノ相関連続ノ理論ヲ明カニセント志サシメタル大原因」<sup>85</sup>というメモを残している。相関連続論を構想する契機となったのは、「政治ノ墮落」「政党ノ墮落」であったのだ。「政党ノ墮落」とはどういう意味か。上杉によると、そもそも政党は、民意を表象する手段である。すなわち、「政党ノ価値ノ批判ハ……一ニ政党カ民意代表ノ便利ナル手段」である。従って、仮に、政党が民意代表の手段となっていないのであれば、政党は「既ニ存在ノ理由ヲ喪失セルモノト云フヘシ」。しかし、現実の政党で行われていることといえば、民意を表徴

するための努力ではなく、多数派を維持するために脅迫や賄賂に訴えることである。「多数ヲ確保スルハ賄賂脅迫其ノ他一切ノ腐敗手段ニ依ル」。それは、「唯タ首領幹部運動者ノ勢力ヲ張り利益ヲ得ントスルニ在ルノミ」。従って、「投票ノ多数ナルモノハ人民ノ意思ヲ代表スルモノニ非スシテ彼ラ政治家者ノ意思ヲ代表スルモノナリ」<sup>86</sup>。議会政治は、本来、人民の意思表出機関のはずであり、政党はそのために活動すべき存在である。ところが現実には、利益誘導に熱心な政党によってその機能を全く果たしていない状況であった。このような状況では、折角の唯一無二の国体を有する日本であっても「国体の精華」を現実のものにするのは困難であろう。そこで、「国体の精華」を達成する為に構想されたのが相関連続論であり、その相関連続論を実現するための手段とされたのが普通選挙であった。

上杉は、次のように述べる。普通選挙が必要なのは、「要は国民の挙国一致の志を固くせんとするに在り、予の意は普通選挙に非ず、挙国選挙なり。」<sup>87</sup> 普通選挙そのものが重要なのではない。あくまで挙国一致、すなわち国家における理想的な相関連続を実現するために普通選挙が必要なのだ。「選挙〔制限選挙〕の一事の為めの故に、億兆一心の大理想阻碍せられんとす、速に普通選挙を行ひ、国民を挙りて衆議院の構成に任せしめ、以て国策の遂行に寸毫の支障も有らしめざるを力めざるべからず、挙国選挙は挙国一致の一要件たり。」<sup>88</sup> 相関連続論と普通選挙が目的-手段の関係になっていることがより明確に示されているのは、次のような説明である。

「普選の実施に依りて、億兆国民の眞の心が、最も普遍円満に表現せられ、大御心の鏡に映ずるもの、益々暗くなく、日本国民の一心同体なるの益々發揮せらるゝを期するのである。……普選の実施せられんとき、各人は自己個人の利益の為に投票するのではないことを知らなければならぬ、自分の勝手な心に従て投票してはならぬ、我は億兆一心を代表する者である、同胞兄弟の為に投票するのである、上は遠く祖先も地下に頷づき、下は子孫の末々まで満足することを期せねばならぬ。……唯だ全体の為に、国家の為に。」<sup>89</sup>

各人が投票する際には、決して自己利益のために投票してはならない。それぞれが全体を代表する。主権者＝統治権はあくまで天皇であるが、その天皇は鏡である。その鏡に映るのが投票結果であり、これを私利私欲によって偽善に満ちたものにしてはならない<sup>90</sup>。従って、投票する際は、私利私欲を捨て、全体を体現する立場で投票しなければならない。具体的には、「同胞兄弟の為に」（相関）であり、「祖先」と「子孫の末々」のため（連続）に投票しなければならない。相関連続は、上杉においては社会であり国家であったが、その意思決定は、天皇が体現する体制意志である。この体制意志をより曇りなきものにし、個々の国民が全体と合一するのに必要なのが普通選挙である。相関連続を実現するために普通選挙が必要であった。

普通選挙は、理想的な相関連続を実現するための手段であった。上杉は、相関連続論の構想段階で、普通選挙の意義に気がつき、理想的な相関連続を実現するための手段として普通選挙を位置づけたのだ。このように考えると、上杉がかつて普通選挙に極めて消極的であったにもかかわらず、熱狂的な普選支持者へ変貌したのは、「気分に従って唐突に説を変える」訳でもないし、「豹変するという点にかんしては非常な君子」でもない。確かに、上杉は改説した。それは、普通選挙を理想的な相関連続を実現するために必要不可欠な手段として認識し、それによって、普通選挙に対する評価を変えたと考えべきである。従って、この改説は、相関連続論の構想に合わせて発展的に修正したものである<sup>91</sup>。

ここで、二点、補足しておきたい。第一は、上杉は、相関連続論を単なる観念論に終わらせるつもりはなかったということである。上杉は、普通選挙によって、理想的な相関連続を現実社会で実現し、「国体の精華」の極致を現前させようとしていたのではないのか。または、そこまで考えなくとも、普通選挙によって、よりより相関連続——すなわち、よりよい社会——の構築を目論んでいたのではないのか。先

の普通選挙に対する恋文のような上杉の文章は、1925年の改正衆議院議員選挙法(普通選挙法)が公布された後のことであり、既に男子普通選挙制の導入が決まったあとの話であった。すなわち、上杉が全国を飛び回っていたのは、普通選挙の制度の導入が目的ではなく、普通選挙の〈精神〉の普及のためであった。上杉にとっては、制度そのものの導入より、普通選挙の〈精神〉の普及のほうが重要であったのだろう。上杉は、よりよい相関連続を現実の日本で実現するために必死だったのかもしれない。

第二は、上杉の庶民観についてである。庶民観は、普通選挙論を論ずる際に自ずから表面化する。普選に反対する者は、往々にしてその根底に愚民観がある。実際、上杉も指摘しているが、普選に反対する者は、普通選挙が社会主義的思想であり、普通選挙によって下級無産層の台頭を許すことになり、「労働者を以て政権を掌握し、不倶戴天の仇たる、中産以上の階級を圧倒せんとするなり、遂に国家を転覆するに至る」<sup>92</sup>のではないかと危惧していると述べている。しかし、これは全くの杞憂であるし、無産階級を誤解していると上杉は述べる。

「……我が無産の人民を以て、西洋諸国の労働者の如く、国家の内に他と融合すべからざる一階級を成すとすは最も非なり、我が無産の民は偶々財産を有せざるのみ、決して下級に非ず、我が国民に階級なし、挙国一級一民たり、財産を有せざるの一事の他毫も他と差別する所なき天皇の赤子なり、……我が無産の民は国民中最も愛国心の熱烈なる部分なり、」<sup>93</sup>

いささか楽天主義に過ぎるのではないかという気もしないではない。その点はおくが、ここに端的に上杉の庶民観が映し出されている。相関連続論を唱導し、君民共治を謳う上杉としては当然かもしれないが、全ての国民は「天皇の赤子」としての平等を重視し、我が無産の民を「最も愛国心の熱烈なる部分」と理解することは、とかく貴族主義的性格が指摘される美濃部の法理論と比較して対照的である。

## (5) 社会学への関心

1920年代に入ると、上杉は社会学に傾倒する。社会学への傾倒自体は改説の類ではないが、「新しいものにすぐ飛びつく上杉」あるいは「節操なく何にでも手をつ込む上杉」といったイメージで語られることが多いようである。そこで、本節では、上杉の社会学が、彼の学問体系——特に、非法論——の中でどのように位置づけることができるのか、すなわち、上杉の社会学への傾倒も、決して「気まぐれ」などではなく、学問的必然性がそれなりに存在していたということを論じたい。

一つ留保を付したい。上杉の社会学の詳細を論じることには困難を伴う。というのは、上杉の著作の中に、社会学を主題とする著作が皆無だからである。論文として唯一あるのは、1923年に書かれた「社会学の動機」<sup>94</sup>である。ただ、本論は上杉の社会学の体系を全面的に展開したものではなく、コントに依拠しながら社会学の意義を論じ、社会学の潮流などを概観する小論に過ぎない。この他は、上杉の社会学に関するメモをまとめた遺稿(いわゆる「ノート」)<sup>95</sup>があるのみである。そもそも、上杉が東大法学部で「社会学」を講じた否かも疑義が残る状況である。東大法学部で6年間「社会学」の授業を担当したとする同僚の野村淳治の記述<sup>96</sup>や上杉の講義を聞いたとする尾崎秀実<sup>97</sup>など、上杉が「社会学」を担当していたとする記録がある一方、上杉が法学部の「社会学」の担当に立候補したが、結局は却下されたとする記述も存在する<sup>98</sup>。このため、依然として疑義は残るものの、何らかの形で上杉が1920年代に法学部で「社会学」に類する講義を行っていた可能性は否定できない。ともあれ、このような状況であるため、現状では、内容について詳細な検討は行うことはできない。他方、本稿が目じりたいのは、上杉の社会学の内在的な理解ではなく、上杉における社会学の位置づけと、社会学が上杉憲法学——中でも非法論において——でどのように位置づけることができるかということである。このため、上杉社会学の詳細が明確でないなりに論を進めることは可能である。いずれにしても、このような事情である

ため、本節では多くの推測を以って語らざるを得ないことをあらかじめ了承したい。

「ノート」は断片的ながら、上杉が「社会学」としてどのような構想を描いていたのかは窺い知ることにはできる。そこで、「ノート」をもとに、第一に、上杉が社会学に関心を寄せる様になった動機と、第二に、上杉の社会学とこれまでの非法論との関連について考えたい。

そもそも、上杉が社会学に関心を有するようになったのは、イエリネクの影響であった。「ノート」には「国家ノ社会学的研究ノ必要ノ二十年前社会学ニ興味ヲ起セル所以ノエリネックノ社会科学説」<sup>99</sup>（「ノ」は改行。以下同じ）とある。上杉が社会学に関心をもち始めたのは20年前（1900年前後か）、すなわち学究の途に入った直後からで、それはイエリネクの国家学に由来するという。ともあれ、近年、熱心に社会学に関心をもち始めたのは、史上初の世界大戦を体験したからである。「大正十一年ニ於テ予ノ社会学ヲ講スル意義」「大戦争ハ世界ノ一大変ノ新歴史哲学新社会学起ラサルヘカラズ」「国家ト社会トノ反目」<sup>100</sup>。また、同様の記述として、「予ノ大正十一年ニ社会学ヲ講スルハ大ニ意義アリ、近来社会ヲ国家ノ外ニ又ハ上ニ置カントスル思想頓ニ発生シタレハナリ」<sup>101</sup>などがある。上杉は、世界大戦の経験によって、世界の社会構造に変化が生じたと考えた。より具体的には、社会の国家からの自立、あるいは国家と社会との乖離というべき現象を見て取った。上杉は、次のようにも述べる。「大戦争ハイカナル世界史上ノ大事件モ比スヘカラサル大事件ニシテソノ結果種々ノ事相ヲ生シ出タセリノ人ハ既存ノ制度ヲ疑ヒ初メノアウトリテートヲ疑ヒ初メタリ」<sup>102</sup>。想起すべきは、上杉の相関連続論は、国家と民族と社会を同視し、その上で国家が領導していくという基本構造のもとで構想されている。国家の絶対的権威とそれを背景とした絶対的権力が前提であった（その中心に天皇が居る）。上杉は、その基本構造が揺らぎ始めたのを見て、改めて国家から自立した存在である「社会」に注目する必要を悟ったのではないだろうか。

その上で、「社会学」の講義案の骨子を記したと思われるメモを見ると、「第一、人及社会（社会ノ原素）」「第二、人ノ相関（社会静学）」「第三、人ノ連続（社会ノ進化）ノ（社会動学）」「第四 社会統制ノ（相関ト連続ノ組織）」<sup>103</sup>とある。この目次を見ると、上杉は、「社会学」に自らの相関連続論を当てはめたようである。すなわち、同時代の社会分析を「社会静学」としての「相関」とし、社会の歴史も含めた動的な離合集散を論じる「社会動学」として「連続」とする。これは、これまでの上杉の相関連続論と完全な相似形を描く。また、最後に「社会統制」として「相関と連続の組織」がある。ここに「国家及法律」が位置づけられる。上杉にとっては、社会の国家からの離反・自立が見られるようになったとはいえ、社会全体を統制するのは法律であり、それを制定し実行する国家であったのだろう<sup>104</sup>。「ノート」を見る限りは、彼の社会学は相関連続論と基本的に同一のものである。なお、先に、社会学に自らの相関連続論を「当てはめた」と述べたが、より正確には、上杉は、自らの相関連続論と社会学——特に、コントの社会学——とに強い相関性があることを発見し、社会学を自らの学問体系に取り込むと同時に、相関連続論の内容を補強し、自らの社会学としたのではないだろうか<sup>105</sup>。いずれにしても、社会学と相関連続論との関係がこのような関係であるとすれば、上杉の社会学は相関連続論の延長線上にあるということは明白である。従って、上杉の社会学への傾倒は、これまでの非法論の枠内に留まるものであり、上杉が彼の学問体系と矛盾する新たなことを始めたわけでは決してないことは言うまでもない。

なお、上杉は、コントに強く帰依しつつ自らの社会学を展開するが、当時の社会学と社会学者には不満だったようである。「社会学ハ結局現代ノ批評ナリ」「社会学者ハ社会学ナルモノヲ樹立スルカニニ社会ニ於ケル（人ト人トノ間ニ於ケル）顯著ナル現象ナルモノノ社会学ノ定義ニ合セサルモノハ之ヲ社会学的ナラストシテ除外シテ之ヲ論セスノ之レ予ノ社会学ト云ハスシテ人ノ相関連続ト云フ所以」<sup>106</sup>。上杉の見立てでは、当時の社会学は、同時代的な社会を分析することのみに留まっていたようである。上杉の枠組みに即して述べると、当時の社会学は、「相関の学」（コントでいえば「社会静学」）に留まっているように見えたらしい。この点が上杉の不満だった。しかし、コントがそうであったように、上杉

にとってはダイナミックな歴史の流れ、すなわち「連続の学」（＝歴史哲学。コントでいえば「社会動学」）も同様に（あるいは、民族や国家を重視する上杉にとっては、それ以上に）重要であった。上杉が「予ノ見ル所ニ依レハ社会学ハ社会全般ニ通スル人ノ相関連続ノ学ニシテ社会現象ノ一部ノ学ニ非ス」<sup>107</sup>と述べ、「歴史哲学ト社会トヲ区別スルハ勝手ナリ、社会学ニハ歴史哲学ヲ含マストスルノモ可ナリノシカシ予ノ相関連続論ハコノ両方ヲ包含スコレ社会学ト云ワサル一理由」<sup>108</sup>と述べるのもこのためであろう。結局、上杉は、当時の既存の社会学との混同を避けるために、テクニカルタームとして「相関連続論」という語を使い続けることになる。従って、上杉の社会学の守備範囲は、相関連続論と同様であり、コントが構想したような、社会静学と社会動学を包含した社会学と同値であった。

#### (6) 非法論のゆくえ

以上、上杉憲法学における非法論の展開を概観した。留学前の価値中立的な国体史論から出発した上杉の非法論は、最終的には社会学・相関連続論までたどりつくことになる。

これまでの展開から見てわかるとおり、上杉自身は、法論の研究よりも非法論の研究に熱心であったことは間違いない。それは、法論が初期からあまり変化が見られなかったのに対して、非法論が（日進月歩とはいかないまでも）絶え間のない進歩を遂げていったことに鑑みても明白である。上杉の関心は、実定法学に留まるものではなかったのである。ともあれ、これまでの研究でたびたび指摘されてきたような上杉憲法学に見られるいくつもの「矛盾」や改説は、決して「矛盾」や「八方破れ性」などではなく、彼の非法論の絶え間ない進歩の結果であった。

このように考えると、上杉の非法論の終着点はここではなかったはずである。同郷で東大法学部の同僚の野村淳治は、社会学の著作を準備して一部は執筆済みであると上杉から直接聞いたと述べている<sup>109</sup>。先に述べたとおり、上杉の社会学は、国家と社会との関係の動揺を敏感に感じ取っていた上杉は、「ノート」にあったような相関連続論とほぼ同様の社会学ではなく、必ずや一歩も二歩も進んだ「社会学」を見せてくれたはずである。上杉の非法論は、相関連続の楽地への長い長い旅であった。「予ハ煩悶トシテ法律学ヲ捨テント思テ果サズノカクシテ人類相関連続ノ楽地ヲ発見セリ」<sup>110</sup>

### 4. 上杉の国体論

#### (1) 「国体」なるもの

前章までで上杉の論考の体系の説明は終了した。最後にもう一つ、上杉憲法学における国体の機能について検討する必要がある。上杉憲法学において、国体は鍵概念である。それは、上杉憲法学全体の正当化を担っている。そして、「事実的なもの」の領域である非法論と、「規範的なもの」の領域である法論を架橋する役割を担っている。このため、国体について検討しないことには、上杉憲法学の再構築は完結しない。本節では、国体の定義について述べた上で、本章の議論を概観する。

まず、国体の定義について確認しておく。上杉は、「国体の語」という項目で次のように述べる。

「……日本の国体と云ふとき、道徳的内容を包含すると云ふのは正当なる考である、本来我が国体と云ふとき、天皇なる御一人が統治権であると云ふの、形式的なることをのみ眼中に置き考へて居るのではないことは云ふまでもない、国体の精華とする所、国体の淵源、建国の歴史、国体の優所美点、皆之を包含連想して、我が国体と云ふのである、」<sup>111</sup>

ここからも判るとおり、上杉は、「国体」という語を二義的に用いている。第一は、法論における国体である。上の引用でいえば、「形式的なること」の国体である。これは、統治権の総攬者が何人か、すなわち主権者は誰か、を問うものである。第二は、非法論における国体である。これは、国体の歴史的

考察をベースに日本の国体の優越性を説明するものである。上の引用でいえば、「国体の精華、国体の淵源、建国の歴史、優所美点」などがこれに該当する。上杉が「国体」と述べる場合、いずれかの意味で（ときに両者を混淆し）用いている。この点は、上杉憲法学を正確に理解するためには非常に重要な区別である。

その上で触れておきたいのは、非法論における国体の二つの機能である。第一に、非法論における国体は、建国の歴史を紐解き、天皇支配体制の正しさを歴史的理論的に証明することで、天皇支配体制の正当性を確保する。これが建国の歴史としての国体であり、「正当化する国体」である。国体は、建国の「歴史」「物語」を体現する。この「歴史」「物語」そのものの中に、天皇支配体制の正しさ——正当性——が内在している。この「歴史」「物語」が事実であるかは問わない。しかも、上杉によると、このような「歴史」「物語」は、支配層が上から一方的に押し付けたものではなく、国民全体の「確信」であるとする。だからこそ、その「歴史」「物語」が事実か否かは問題ではない。国民全体がその「歴史」「物語」を「確信」として支持していることこそが重要となる。その上、この「確信」は最終的に天皇支配体制の正しさに行きつく。すなわち、国民は天皇に憑依・同一化することによって自己を完成できる。天皇はそのようなものとして観念され、国民全体を写す「鏡」である。天皇は、鏡として国民の一般意思を体現する。天皇は一般意思として正しい存在になる。なぜなら、国民の確信に支えられているからであり、天皇は一般意思の体現者として常に正しいから。このように、「正当化する国体」は、建国の「歴史」「物語」を国民の確信に支えられるとすることで、国民の「下から承認」を擬制すると同時に、その統治の理論的正しさをも確保する。建国の歴史としての国体は、天皇支配体制に正当性を付与する。

第二に、国体は、「正当化する国体」によって正当化された国体は、いくら正しい統治——正当性を有する支配——をおこなったとしても、それのみでは単なる事実的な支配にすぎない。そこには、正しい手続きを経た正しさである正統性は存在しない。正統性を有しない支配は、いくら正しい統治をしていても単なる暴力に過ぎない。これに正統性を付与するのも国体の役割である。これが、「事実的なもの」を「規範的なもの」に転換する国体であり、「正統化する国体」である。換言すると、国体は、支配者に法的正統性を付与する。国体が秩序を作ると同時に、その秩序を正統化する。

## (2) 正当化する国体 —建国の歴史としての国体

上杉は、『国民教育帝国憲法講義』の「皇位継承」のところでも次のように日本の君主国体の特殊性について説明する。「我が君主国体は、外国の君主国体と比較して、又最も著しい一の特徴持つて居ります、夫れは何んであるかと言ふと、我が皇統の方世一系、数千年に亘つて窮りなき事であり、<sup>112</sup>外国の君主制は、君主制といっても選挙によって国王が選出される例もあるし、国王が後継者を指名して継承させる場合もある。従つて、君主国の世襲制というのは、当たり前ものではない。むしろ、君主国の世襲制が一般化したのは最近のことであつて、「欧羅巴には昔から無かつた」。ところが、君主の代替わりのたびに国全体を巻き込むような紛議が生じた。このため、国家の基礎を強固なものにするために、君主を世襲とした。「即ち世襲の制度といふものは、利害得失の上より出て来た制度である」。しかし、日本の天皇制は違う。日本の天皇が世襲制なのは、便利だからとか利害得失のため、ということではなく「厳格に初めより既に定つて居る事であつて、国の特色として動す可らず基礎であるのであります」<sup>113</sup>。こう述べた後、上杉は、次のように続ける。

「建国の始め「瑞徳国是我子孫可王之地宜爾皇孫就而治焉宝祚之隆当与天壤無窮矣」と宣はれた、其れに依つて定つて居るのであつて、便利であるから、都合がいいから、今日に於ても世襲となつて居ると云ふのではないのであります、我が国民として我々は、今日の天皇は祖宗の威霊を伝

へて、天祖天宗が在すが如く我が国を治めておられると、斯う考へて居る、……人民が之れを仰ぐこと、我々の祖先が祖宗の天皇を仰いだ如くである、祖宗猶在ますが如く其の魂を今に伝えて、天皇と仰ぐと云ふのが、我が民族の千古の確信であつて、一時の便宜に依つて世襲の制度を採つたものとは、根本的に全く考の違つた事であるのであります」<sup>114</sup>

上杉は、『日本書紀』で天照大神が孫の瓊瓊杵尊に日本を統治するよう命じたことを、世襲に基づく天皇統治の究極の根拠とした。これは、欧州の世襲制のような利害得失のためではなく、日本民族の確信に基づくもので、ここに天皇統治の正当性根拠があり、日本の国体の根源であるとする。別の書ではより明確に次のように述べる。「天祖天照大神の皇孫瓊瓊杵尊を斯の国に降したまひて、吾子孫の天皇として統治すべき国なりと定めたまひしは、日本人の国民的確信の実現であつたのである」。<sup>115</sup> 天皇が統治する日本の国家体制は「日本人の国民的確信」の結果であるという。では、この「国民的確信」とは何か。

「……日本人は天祖及天祖の系統の御子孫を以て、天地の創造者たり万物の支配者たる天神の遺霊を承伝体得せられ、本来本質上日本人の活動は、斯の御一人の精神を基礎として存在するのであつて、各人は己を没却して、絶対的に斯の御一人の精神に憑依するによりて、我を完成し永遠ならしむることを得ると確信して居たのであつて、之れ日本人あり、日本道徳あり、日本国家あるの根本基礎であつたのである、」<sup>116</sup>

ここでいう「御一人」とは誰を意味するのだろうか。五味によると、「斯の御一人の精神」とは……さしあたりは天皇の精神であるが、それは同時に「天祖」アマテラスの精神であり、また「天神」アメノミナカヌシの「遺霊」であると考えられる。<sup>117</sup> つまり、日本人は、自らの確信として、天皇であり天祖であり天神である精神に憑依し、合一化することによって完成する。これこそが日本の根本基礎である。このように、神=天皇に憑依し、合一化することによって、「我を完成し永遠ならしむる」ことを確信する。

一方、日本人の憑依と合一化を引き受ける側の天皇をどう考えるべきか。もし日本人の合一化を受けて、天皇が好き勝手やるのであれば、それはポピュリズム的暴君と変わらないではないか。この点について、上杉は、次のように述べる。

「天皇は譬えば鏡の如くにまします、何物も之に映写せぬはない、無色透明無味無臭固より至公至誠である、天皇は絶対に無我にまします、全日本人を包容せらるる、一切を超越し、一切を包容する、固より天皇の私なるものはない、されば日本人の体制意志は其の儘に、曇りなき明鏡の御心に合一して、日本国家に於て日本は一斉にその本性を充実し発展して、最高の道徳を実現することを得るのである。」<sup>118</sup>

上杉によると、天皇は、鏡である。実体はない。国民の合一化をそのまま受け止める存在である。従つて日本人の体制意志もそのまま天皇に体现される。体制意志がルソー的な一般意思の謂いであるならば<sup>119</sup>、天皇はまさに一般意思の化体である<sup>120</sup>。一般意思は間違えない。概念上、間違えないから一般意思である。

このように、そこには支配者と被治者とがともに共通の歴史を共有することで（すなわち、「日本人の国民的確信」として）、支配の正当性をも支配者と被治者とが共有することになる（「君民共治」の発想はここから生じる）。その上、「天地の創造者たり万物の支配者たる天神の遺霊を承伝体得」する日本

人は、天神である天皇に憑依・合一化することによって自己の実現をはかることが、日本の建国からの歴史として宿命づけられているとする。しかも、この天皇は、国民の鏡であると同時に一般意思の体現者であり、天皇自体は、事実レベルにおいては間違えることはない、ということになる。このような理路を辿って、上杉は、事実レベルの支配の正当性を確保する。これが建国の歴史としての国体である。

### （3）正統化する国体 — 「事実的なもの」から「規範的なもの」へ

事実レベルの正当性はあくまで事実レベルに留まる。いくら天皇が一般意思を体現し、そのために概念上間違いを犯さず、それがためにその統治が「正しい」としても、それはあくまで事実レベルに留まる。法的レベルの正しさ、すなわち、正しい手続きを経た上での正しさ——正統化された統治——を確保したことになる。上杉も、このことはよく承知していて、次のように述べる。「特定の国家に於て、其の統治権者が統治権者たるは、……其の茲に至るの事実の基礎の存在するは云ふを俟たぬ、之れ建国の歴史である」<sup>121</sup>。それぞれの国家にはそれぞれ建国の「歴史」「物語」が存在し、それ自体はたとえ国民の確信に支持されていようと、単なる「事実」（「真実」である必要はない）に過ぎない。建国の「歴史」において、神の一撃は法ではなく事実である。

「……事実を根拠として、統治権者が成立し、国体が定まるに至るのである、国体は法であり、統治権者は自ら、定むるに依りて統治権者であると云ふことも、斯の建国の事実を無視し、又は之を軽んずるの意に非ざるは云ふまでも無い、若し強いて軽重を云ふならば、寧ろ斯の事実を重しとせねばならぬ、斯の事實は一切万事の根柢たる事実である、……北アメリカ合衆国の人民国を建つるや、我々人民は斯の憲法を制定すると宣言し、自ら主権者たることを定めたる、之を根本法とするも、固より動かすべからざる建国の事実を根柢としたるものである、之れ何れの国家に於けるも皆同じき所、斯の建国の歴史なくんば、其の特定国家は成立せぬ。」<sup>122</sup>

つまり、国家の歴史の基礎は、全て事実である。そこに法は存在しないのだから、法的な正しさ、あるいは手続き的な正しさを求めることは不可能である。アメリカ建国の例でいうと、国家ができる時に、一番最初にあるのは、建国を宣言し、憲法を制定すると宣言する事実である。その憲法が主権者を定める。国家はここから動き出す。上杉は、このように最初に主権者、すなわち統治権者を定める法を国体法とした。つまり、国体は、事実を法に転化し、その事実を法的な（手続的な）正しさを付与する。これが「正統化する国体」である。最初の「神の一撃」に正統性を付与するのが国体法である。別の場所で、上杉は、より明確に次のように述べる。

「国体法は法である、人の意志に対するかくあるべきの規律であつて、事実其の者ではない、固より特定の国家は歴史的なる国家であつて、建国の歴史的事実を基礎として成立し、統治権者の何人なるかが定まるに至るのであることは云ふを俟たぬけれども、事実が直ちに統治権者を統治権者とするものではない、その意志が統治権たるは、事実より分離して考ふべき法であつて、實力の抵抗すべからざるが故に、国家に属する凡ての各人が之に服従するのではなく、法として定まれる規律として服従するのである、實力を以て統治権者を顛覆せんとするの事實は避くることを得ぬ、然れども其は現存国家に於ては違法である、仮りに實力の統治権者に優る者ありと雖も、統治権者に服従するを以て適法なりとする、實力は實力を以て倒すことを得べきも、法に対しては何処までも違法である。」<sup>123</sup>

徹底した法実証主義者である上杉らしい議論であるが、最初に建国の「事実」があり、その「事実に

志」が法的な「統治権」になるには、法が必要である。誰も抵抗しないからといって、その「事実的意志」は決して法的「統治権」にはなり得ない(引用の後半で上杉が述べている国家転覆の例が端的でわかりやすい)。この事実を法に転化するのが国体法である。

では、国体法を定めるのは誰か。それは統治権者自らである。そうしないことには国家の歴史・物語は始まらないし、それこそが統治権者の権限である。「……国体法は、凡ての法と等しく統治権者之を定めるの法である、統治権者は自ら統治権者たることを定むるに依りて統治権者たるのである、自定は統治権の根本性質である、然らざれば統治権者ではない、統治権者が自己の意志を統治権たる力ある意志なりと定め、茲に統治権者が成立し、国家が肇建せらるゝのである」<sup>124</sup>では、統治権者は誰か。それは、いうまでもなく国体が定める。結局、国体は、国体法という触媒の力を借りつつ、事実的な暴力に過ぎない支配権力を、一つの「歴史」「物語」をもった国家権力へと転換する。しかも、国体法は全ての法の原点であり法源でもある(上杉は慣習法や自然法を認めない)。まさに「正統化する」手続きを定めるのも国体法ということになる。ここにおいて、国体は、事実的なものを規範的なものに転換する。これは「正統化する国体」である。

なお、このような「正統化する国体」の「事実的なもの」を「規範的なもの」に転換する機能は、同時に、法論と非法論を架橋する役割も担う。すなわち、国体が、現に存在する統治体制(法論が規定する秩序)を、非法論の日本の建国の歴史(歴史哲学=連続)を媒介として正統化する。従って、国体は、法論と非法論を架橋する。これによって、「正当化する国体」を正統化する。

## 5. おわりに

これまでの上杉憲法学に対する評価は、散々であった。同時代の者達からは曲学阿世の学問と罵倒され、後世の研究者からは「頻々たる改説」「思想の内部矛盾」「八方破れ性」という学者としては到底耐え難い評価を受けてきた。しかし、本稿で論述してきたとおり、法学と非法学という二つの学問体系に区分して把握することによって、上杉憲法学は、およそ矛盾のない統一的な体系として浮かび上がってくる。

上杉は憲法学者——しかも、東大法科の憲法学講座の正統な後嗣——であった。上杉自身が自嘲気味に「ノート」に残しているように、「専門ハ衣冠束帯巖然タル学界ノ貴族ナリ予ハ社会学ニ於ケル漂流ノバガボンダナリ馬賊ナリ」<sup>125</sup>。世間の評価はどうかであれ、厳格な学界のヒエラルヒーの頂点に君臨していたことは間違いない。自らの地位と権威を墨守することに徹することも可能であった。わざわざ、放浪者(バガボンダ)や馬賊になる必要もなかったはずである。しかし、国体史論から出発し、歴史哲学、相関連続論、社会学へという非法論の展開ぶりを顧みると、上杉は、常に学問的探求の放浪を止めることはなかった。それは、ひとえに上杉の学問に対する誠実さの現われと見るべきだろう(そのような学問的探求の放浪を続ければ続けるほど、他者からは奇人よばわりされ、学問的矛盾が増幅すると見られたことは、皮肉としかいいようがない)。

ところで、上杉が非法論に興味をもつようになったのは、いかなる理由からだろうか。「ノート」には「国家ノ社会学的研究ノ必要ノ二十年前社会学ニ興味ヲ起セル所以ノエリネックノ社会科学説」<sup>126</sup>とある。つまり、上杉が社会学に関心を持ち始めたのは20年前(1900年前後か)、すなわち学問の途に入った直後からで、それはイエリネクの国家学に由来するという。これは非常に重要な記述である。イエリネクの国家学は周知のように、国家を法的側面から観察する「国法学」と、国家を社会的形成物として、国家の現象を歴史学や哲学、経済学などの観点から観察する「国家社会学」に分けることができる。それを総合するのが「国家学」である。もし「ノート」のこの記述を信じるのであれば、上杉は、当初からイエリネク的な「法学的なアプローチ=国法学」と「歴史学・哲学的なアプローチ=国家社会学」という複線的な視点から国家を観察する視座を有していたことになる。そうであるならば、上杉憲法学

の法論と非法論という学問体系は、イエリネクの学問体系と極めて似た形態となる。もちろん、上杉の「ノート」の断片的な記述のみからこのような結論を得るのが早計であることは承知している。しかし、その点を寛恕いただけるのであれば、法論と非法論からなる上杉の憲法学は、国法学と国家社会学からなるイエリネクの国家学を範型としているのではなかろうか。してみると、上杉は、留学中、ハイデルベルクで警咳に接したイエリネクの国家学を強く意識しつつ、彼独自の「日本の国家学」を構築しようとしていた、というのは、言い過ぎであろうか。

<sup>64</sup> 『国体精華』序文1頁。

<sup>65</sup> 『国体精華』14頁以下。

<sup>66</sup> 『新稿憲法』19頁。

<sup>67</sup> 『国体精華』15頁。

<sup>68</sup> 『新稿憲法』44頁以下。

<sup>69</sup> 『国体精華』16頁。

<sup>70</sup> 『国体精華』16頁。上杉は、このように、個人と全体との関係を全体への統合ということに力点を置く。人間を「社会的動物」とし、全体の中で個性を発揮できるとする上杉においては当然の帰結であろう。一方、上杉は、「個」と「全体」との対立についても目を向ける。それは「各我」と「全体」との関係という形で対立的に構成される（たとえば、『新稿憲法』、13頁。また、参照、五味、前掲書、118頁以下）。しかし、上杉においては、「個」と「全体」との関係は、対立的契機よりはむしろ、「個」が「全体」に集約される中で「個」が能力を発揮する（たとえば、上杉は、「若し他の一切の各人のために我の存在するを犠牲と云ふならば犠牲即ち我の本性の充実発展である」（『新稿憲法』24頁）という）。この点は、上杉憲法学の特徴であるとともに、アキレス腱でもあろう（特に、寛克彦の社会学理論との比較において）。稿を別にして検討したい。

<sup>71</sup> この国家は、社会の完成形としての国家であり、民族の一体としての国家である。「国家の外に社会ありて、人類共同の生活を成すに非ず国家は完成したる社会である。社会の理想は国家である。」（『日米衝突の必死と国民の覚悟』（大日本雄弁会、1924年）69頁）また、「日本民族は本来の一体」であり、「古今東西国は多しと雖も至純至真なる一民族一国家なるは日本民族を措きて他に之れを見ぬのである。」（同書70頁以下）少なくとも日本に限っていえば、国家イコール民族となる。参照、住友、前掲書110頁以下。

<sup>72</sup> 『国体精華』17頁以下。

<sup>73</sup> 1910年代の段階では、上杉は自らの歴史哲学を「歴史哲学」とは規定していない。本稿では、留学中に歴史哲学が成立したという仮説のもと、留学以降の国体論に関する歴史的考察を「歴史哲学」としているが、これは筆者の考えである。上杉自身が、自己の歴史哲学に名称をつけたのは「連続」が最初である。

<sup>74</sup> 上杉は、「政治ノ墮落（政党の墮落）ハ予ヲシテ人ノ相関連続ノ理論ヲ明ラカニセント志サシメタル大原因」（「上杉慎吉社会学遺稿（抜粹）」（竹村民郎編『経済学批判への契機』（三一書房、1974年）所収）、以下「ノート」と略記する。）238頁。

<sup>75</sup> 長尾『日本憲法思想史』120頁。

<sup>76</sup> 上杉慎吉「皇道概説」（『国体憲法及憲政』（有斐閣書房、1915年）所収。以下、「皇道概説」と略記する）。なお、本論文の初出は1913年。

<sup>77</sup> 「皇道概説」9頁。

<sup>78</sup> 住友、前掲書98頁。

<sup>79</sup> 「皇道概説」12頁。

<sup>80</sup> 「皇道概説」17頁。

<sup>81</sup> 『億兆一心の普通選挙』（中央報徳会、1926年）序文4頁以下（以下、『億兆一心』と略記）。

<sup>82</sup> 『普通選挙の精神』（敬文館、1927年）序言1頁。別の書には、「普通選挙の断行を主唱したのは、大正6年の春であつた」（『億兆一心』序文1頁）とある。

<sup>83</sup> 『国体憲法及憲政』522頁。

<sup>84</sup> 『日本法思想史研究』106頁。

<sup>85</sup> 「ノート」218頁。参照、上杉聰彦「公法学者上杉慎吉における社会学＝相関連続の研究」218頁。

<sup>86</sup> 上杉慎吉「民意代表」(『議会政党及政府』(有斐閣書房、1916年)所収)182頁以下。

<sup>87</sup> 『国体精華』312頁。

<sup>88</sup> 『国体精華』302頁以下。参照、住友、前掲書107頁。

<sup>89</sup> 上杉慎吉『普通選挙の精神』(敬文館、1925年)126頁以下。

<sup>90</sup> 次のような上杉の記述をあわせて読むとわかりやすい。「天皇は例えば鏡の如くにまします、何物も之に映写せぬはない、無色透明無味無臭固より至公至誠である、天皇は絶対に無我にまします、全日本を包含せらるる、一切を超越し、一切を包含する、固より天皇の私なるものは無い、されば日本人の体制意志は其の儘に、曇りなき明鏡の御心に合一して、日本国家に於て日本人は一斉に其の本性を充実し発展して、最高の道徳を実現することを得るのである。」(『新稿憲法』528頁以下)

<sup>91</sup> なお、先に見たとおり、相関連続論の構想は1910年代中盤から後半にかけて確立していったと思われる。普通選挙の構想は、上杉自身が述べるところによると1916年の秋以降であるので、両者は、時間的にもほぼ同じ時期に構想されたと考えられる。

<sup>92</sup> 『国体精華』307頁。

<sup>93</sup> 『国体精華』312頁以下。

<sup>94</sup> 上杉慎吉「社会学の動機」『国家学会雑誌』第37巻第1号。また、『日の本』にも所収。

<sup>95</sup> 参照、注74。

<sup>96</sup> 野村淳治「上杉さんの思出」(『上杉先生を憶ふ』(七星社、1930年)所収)64頁。なお、野村によると、「……社会学の本を蒐集され、その研究には多大の興味を持たれ、講義の稿本を作つておられたのみならず、最近は社会学に就いて著作を出さんとして既に起稿されており、少なくともその一部は印刷に付してもいゝ様になつてゐるといふ事を私は直接上杉さんに聞いてゐる」(同頁)とする。

<sup>97</sup> 尾崎秀実『愛情はふる星のごとく』1943年10月26日書簡。

<sup>98</sup> 六本佳平・吉田勇編『末弘厳太郎と日本の社会学』8頁。

<sup>99</sup> 「ノート」237頁。

<sup>100</sup> 「ノート」239頁。

<sup>101</sup> 「ノート」237頁。

<sup>102</sup> 「ノート」239頁。

<sup>103</sup> 「ノート」234頁。

<sup>104</sup> この点、上杉が、社会の国家からの離反・自立という現象を、いかに自己の社会学において論ずるつもりだったのかは、大いに気になるところである。それまでの上杉の「国家＝社会」という図式の修正を必然的に迫られるものであったはずであるから。

<sup>105</sup> この点は、上杉と社会学との交流を示す史料に乏しいため、現時点では推測に過ぎない。新たな史料が発掘されることがあれば、改めて考察したい。

<sup>106</sup> 「ノート」245頁。

<sup>107</sup> 「ノート」244頁。

<sup>108</sup> 「ノート」244頁。

<sup>109</sup> 参照、注96。

<sup>110</sup> 「ノート」238頁。

<sup>111</sup> 『新稿憲法』523頁。

<sup>112</sup> 『国民教育』170頁。

<sup>113</sup> 『国民教育』、170頁以下。

<sup>114</sup> 『国民教育』、172頁。

<sup>115</sup> 『新稿憲法』506頁。参照、五味良彬、前掲書113頁以下。

<sup>116</sup> 『新稿憲法』507頁以下。

<sup>117</sup> 五味、前掲書117頁。本節の執筆にあたっては、五味の前掲論文を全面的に参照している。

<sup>118</sup>『新稿憲法』528頁。

<sup>119</sup>体制意志及び体制意志とルソーの一般意思については、五味、前掲書127頁、住友、前掲書、112頁。なお、上杉の体制意志は、「一般意志 そのもの」という住友の理解は妥当であるとする。

<sup>120</sup>これが「天皇即国家」という発想につながる。上杉は、若い頃相当ルソーに入れ込んでいたということも、この理路の傍証になろう。一方、上杉は、天皇の中にルソー的一般意思を見ると同時に、天皇をニーチェの超人になぞらえていたのではないかとする見方もある（小山常実『天皇機関説と国民教育』（アカデミア出版会、1989年）269頁）。

<sup>121</sup>『新稿憲法』491頁。

<sup>122</sup>『新稿憲法』492頁以下。

<sup>123</sup>『新稿憲法』488頁以下。

<sup>124</sup>『新稿憲法』487頁以下。

<sup>125</sup>「ノート」238頁。

<sup>126</sup>「ノート」237頁。